

議案第54号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして市規則で定める職員（以下「7級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

第10条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条中第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして市規則で定める職員（以下「6級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第10条第4項中「扶養親族のうちに第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族」を「扶養親族たる子」に、「特定扶養親族」を「特定扶養親族たる子」に改める。

第11条第1項中「がある場合又は職員に次の各号の1」を「（7級以上職員等にあ

つては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、7級以上職員等から7級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれか」に改め、「(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第1号中「場合」を「場合(7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に、「至つた場合」を「至つた場合及び7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、同条第2項中「がある場合に」を「(7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合に」に、「職員に前項第1号又は第3号」を「扶養親族たる配偶者、父母等がある7級以上職員等が7級以上職員等以外の職員となつた場合、扶養親族たる配偶者、父母等で前項の規定による届出に係るものがある6級職員等が6級職員等及び7級以上職員等以外の職員となつた場合又は職員に同項第1号」に、「特定扶養親族」を「特定扶養親族たる子」に、「前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族」を「扶養親族たる子」に改め、同項ただし書中「がある場合又は職員に前項第1号又は第3号」を「(7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、7級以上職員等から7級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に同項第1号」に改め、「扶養親族たる子、父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き」を削り、同条第3項中「扶養手当は、」を「扶養手当は、扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で7級以上職員等以外のものが7級以上職員等となつた場合、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で6級職員等及び7級以上職員

等以外のものが6級職員等となつた場合又は」に改め、「又は第1項第4号に該当する事実が生じた場合」を削り、「又は第4号」を「、第3号又は第5号」に改め、ただし書を削る。

別表第2アの備考(2)中「適用する」を「限り適用する」に改め、同表アの備考中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) この表の2級66号給から149号給までの号給は、主務教諭である教諭、主務養護教諭である養護教諭及び主務栄養教諭である栄養教諭に限り適用する。

別表第2イの備考中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) この表の2級74号給から161号給までの号給は、主務教諭である教諭、主務養護教諭である養護教諭及び主務栄養教諭である栄養教諭に限り適用する。

別表第8イ中

「

高等学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務

」

を

「

- 1 高等学校の主務教諭である教諭、主務養護教諭である養護教諭又は主務栄養教諭である栄養教諭の職務
- 2 高等学校の教諭（主務教諭である教諭を除く。）、養護教諭（主務養護教諭である養護教諭を除く。）又は栄養教諭（主務栄養教諭である栄養教諭を除く。）の職務

」

に改め、同表ウ中

「
小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
」

を

- 「
- 1 小学校又は中学校の主務教諭である教諭、主務養護教諭である養護教諭又は主務栄養教諭である栄養教諭の職務
 - 2 小学校又は中学校の教諭（主務教諭である教諭を除く。）、養護教諭（主務養護教諭である養護教諭を除く。）又は栄養教諭（主務栄養教諭である栄養教諭を除く。）の職務
- 」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の条例第10条第3項及び第4項並びに第11条の規定の適用については、第10条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして市規則で定める職員（以下「6級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については11,000円（行政職給料

表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして市規則で定める職員（以下「6級以上職員等」という。）にあつては10,000円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち1人については11,000円（6級以上職員等にあつては10,000円））、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については11,000円（6級以上職員等にあつては9,000円））」と、同条第4項中「扶養親族たる子で」とあるのは「扶養親族のうちに第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族で」と、「特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族」と、第11条第1項中「扶養親族（7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員等から7級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養

を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が

親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達
配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）

した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

を除く。）

と、同条第2項中「扶養親族（7級以上職員等にあつては、扶養親族た
る子に限る。）がある場合に」とあるのは「扶養親族がある場合に」と、「扶養親

族たる配偶者、父母等がある7級以上職員等が7級以上職員等以外の職員となつた
場合、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者、扶養親族
たる子（配偶者のない職員の扶養親族たる子に限る。）若しくは扶養親族たる父母
等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）」と、「6級職員等が6級職
員等及び7級以上職員等」とあるのは「6級以上職員等が6級以上職員等」と、「に
該当する事実が生じた場合においては」とあるのは「若しくは第3号に該当する事
実が生じた場合においては」と、「特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族た
る子」とあるのは「特定扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「又は扶養親族た
る子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「又は前条第2項第2号、第3号
若しくは第5号に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族」と、同項ただし書中
「扶養親族（7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、
7級以上職員等から7級以上職員等」とあるのは「扶養親族がある場合、6級以上
職員等から6級以上職員等」と、「扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職
員に同項第1号」とあるのは「扶養親族たる配偶者、扶養親族たる子（配偶者のな
い職員の扶養親族たる子に限る。）若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職

員の扶養親族たる父母等に限る。)がある場合又は職員に同項第1号若しくは第3号」と、「ときは」とあるのは「ときは、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き」と、同条第3項中「は、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「は、扶養親族たる配偶者、扶養親族たる子（配偶者のない職員の扶養親族たる子に限る。）若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）」と、「7級以上職員等以外のものが7級以上職員等となつた場合、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で6級職員等及び7級以上職員等以外のものが6級職員等となつた場合又は」とあるのは「6級以上職員等以外のものが6級以上職員等となつた場合、」と、「者がある」とあるのは「者がある場合又は第1項第4号に該当する事実が生じた」と、「改定する」とあるのは「改定する。ただし、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者があつたものについて第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の条例第10条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の条例第10条第3項及び第4項並びに第11条の規定の適用については、第10条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして市規則で定める職員（以下「6級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に

該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については9,000円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして市規則で定める職員（以下「6級以上職員等」という。）にあつては6,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（6級以上職員等以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第4項中「扶養親族たる子で」とあるのは「扶養親族のうち第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族で」と、「特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族」と、第11条第1項中「扶養親族（7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員等から7級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等

〔(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。〕とあるのは

(3) 扶養親族たる子

(4) 扶養親族たる子

件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第
又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当
又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当
5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、
する場合を除く。）

する場合を除く。）

扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第2項中「扶養親族（7
」

級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合に」とあるのは「扶
養親族がある場合に」と、「扶養親族たる配偶者、父母等がある7級以上職員等が
7級以上職員等以外の職員となつた場合、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるの
は「扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親
族たる父母等に限る。）」と、「6級職員等が6級職員等及び7級以上職員等」とあ
るのは「6級以上職員等が6級以上職員等」と、「に該当する事実が生じた場合に
おいては」とあるのは「若しくは第3号に該当する事実が生じた場合においては」
と、「特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養
親族でない者が特定扶養親族」と、「又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族
たる子」とあるのは「又は前条第2項第2号、第3号若しくは第5号に該当する扶
養親族でない者が特定扶養親族」と、同項ただし書中「扶養親族（7級以上職員等
にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員等から7級以上
職員等」とあるのは「扶養親族がある場合、6級以上職員等から6級以上職員等」
と、「扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に同項第1号」とあるのは
「扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族
たる父母等に限る。）がある場合又は職員に同項第1号若しくは第3号」と、「と

きは」とあるのは「ときは、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き」と、同条第3項中「は、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「は、扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）」と、「7級以上職員等以外のものが7級以上職員等となつた場合、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で6級職員等及び7級以上職員等以外のものが6級職員等となつた場合又は」とあるのは「6級以上職員等以外のものが6級以上職員等となつた場合、」と、「者がある」とあるのは「者がある場合又は第1項第4号に該当する事実が生じた」と、「改定する」とあるのは「改定する。ただし、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者があつたものについて第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う」とする。

- 4 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後の条例第10条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が6級」とあるのは「が6级以上」と、「6級職員等」とあるのは「6级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員等から7級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（7级以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合

を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合に」とあるのは「扶養親族がある場合に」と、「日から、扶養親族たる配偶者、父母等がある7級以上職員等が7級以上職員等以外の職員となつた場合」とあるのは「日から」と、「6級職員等が6級職員等及び7級以上職員等」とあるのは「6級以上職員等が6級以上職員等」と、同項ただし書中「（7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員等から7級以上職員等」とあるのは「がある場合、6級以上職員等から6級以上職員等」と、同条第3項中「7級以上職員等以外のものが7級以上職員等となつた場合、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で6級職員等及び7級以上職員等以外のものが6級職員等」とあるのは「6級以上職員等以外のものが6級以上職員等」とする。

(特定の職員の号給の特例)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表が次の表の左欄に掲げる給料表であつて、同日における職務の級が次の表の中欄に掲げる職務の級であり、かつ、同日に受けていた号給が同表の右欄に掲げる号給である職員の施行日以後における号給は、当該職員が高等学校又は小学校若しくは中学校の主務教諭である教諭、主務養護教諭である養護教諭又は主務栄養教諭である栄養教諭の職務を行うこととなり、又は昇格し若しくは降格するまでの間、改正後の条例別表第2アの備考(3)又は別表第2イの備考(2)の規定にかかわらず、施行日の前日において当該職員が受けていた号給とする。

高等学校等教育職給料表	2級	66号給から149号給までの号給
小学校・中学校教育職給料表	2級	74号給から161号給までの号給

6 改正後の条例別表第2アの備考(3)又は別表第2イの備考(2)の規定にかかわらず、施行日以後に新たに適用を受ける給料表が前項の表の左欄に掲げる給料表であって、職務の級が同項の表の中欄に掲げる職務の級である職員（施行日前に離職した職員のうち市長が定めるものその他これとの権衡を考慮して市長が必要と認めるものに限る。）の号給は、同項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮して市長が定める基準により決定する。

平成30年2月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

扶養手当の額を改定し、扶養手当の支給範囲等並びに高等学校教育職給料表等の号給の適用の範囲及び高等学校の教諭等に係る基準となる職務を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

職員の給与に関する条例（抄）

（扶養手当）

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして市規則で定める職員（以下「7級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入により生計を維持するものをいう。

(1) 省 略

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) - (5) 省 略

(4) (6)

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,500円、同項第2号から第5号までに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,800円（職員に扶養親族でない配偶者のある場合にあつては、そのうち1人については7,000円、職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち1人については12,300円）とする。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして市規則で定める職員（以下「6級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族のうち第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族で15歳に達する日以後の最初の扶養親族たる子

4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た

額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となつた者に扶養親族（7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員等から7級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号の1に該当する事実が生じた場合において、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合（7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号又第3号若

しくは第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、しくは第5号

扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当は、新たに職員となつた者に扶養親族（7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その職員となつた日から、扶養親族たる配偶者、父母等がある7級以上職員等が7級以上職員等以外の職員となつた場合、扶養親族たる配偶者、父母等で前項の規定による届出に係るものがある6級職員等が6級職員等及び7級以上職員等以外の職員となつた場合又は職員に前項第1号又は第3号に該当する事実が生じた場合においては、
同項

その事実が生じた日の属する月の翌月から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となつた場合においては、その事実が生じた日の属する月（その者の誕生日が4月1日であるとき又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族たる扶養親族たる子

子となつたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに職員となつた者に扶養親族（7級以上職員等にあつては、

扶養親族たる子に限る。)がある場合、7級以上職員等から7級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に前項第1号又は第3号に該当する同項

事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、扶養親族たる子、父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

- 3 扶養手当は、扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で7級以上職員等以外のものが7級以上職員等となつた場合、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で6級職員等及び7級以上職員等以外のものが6級職員等となつた場合又は職員に扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合又は第1項第4号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日（前条第2項第2号、第3号又は第4号に該当する扶養親族（その誕生日が4月1日である者を除く。）が扶養親族たる第5号

要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもつて支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。ただし、扶養親族たる子、父母等がある職員で扶養親族たる配偶者があつたものについて当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う。

別表第2

教育職給料表

ア 高等学校等教育職給料表

省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
-----	-----	-----	-----	-----	-----

備考

- (1) 省 略
- (2) この表の1級165号給から169号給までの号給は、高等学校教諭の普通免許状を有する講師及び養護教諭の普通免許状を有する養護助教諭に限り適用する。
- (3) この表の2級66号給から149号給までの号給は、主務教諭である教諭、主務養護教諭で

ある養護教諭及び主務栄養教諭である栄養教諭に限り適用する。

(3) 省 略
(4)

イ 小学校・中学校教育職給料表

省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
-----	-----	-----	-----	-----	-----

備考

(1) 省 略

(2) この表の2級74号給から161号給までの号給は、主務教諭である教諭、主務養護教諭である養護教諭及び主務栄養教諭である栄養教諭に限り適用する。

(2) 省 略
(3)

別表第8

ア 省 略

イ 高等学校等教育職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
省 略	省 略
<u>2級</u>	<u>高等学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務</u>
2級	1 高等学校の主務教諭である教諭、主務養護教諭である養護教諭又は主務栄養教諭である栄養教諭の職務 2 高等学校の教諭（主務教諭である教諭を除く。）、養護教諭（主務養護教諭である養護教諭を除く。）又は栄養教諭（主務栄養教諭である栄養教諭を除く。）の職務
省 略	省 略

ウ 小学校・中学校教育職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
省 略	省 略
<u>2 級</u>	<u>小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務</u>
2 級	<p>1 小学校又は中学校の主務教諭である教諭、主務養護教諭である養護教諭又は主務栄養教諭である栄養教諭の職務</p> <p>2 小学校又は中学校の教諭（主務教諭である教諭を除く。）、養護教諭（主務養護教諭である養護教諭を除く。）又は栄養教諭（主務栄養教諭である栄養教諭を除く。）の職務</p>
省 略	省 略

エーコ 省 略